

令和7年分の所得税および復興特別所得税の 「還付申告」は2月12日(木)からご相談を受け付けます

令和7年分の確定申告期間は、2月16日(月)～3月16日(月)となっておりますが、次の内容で申告される方を対象に、2月12日(木)から申告相談をお受けします。なお『青色申告』や『申告分離課税、損失の繰越し、雑損控除、贈与税、住宅借入金等特別控除の初年度の方』は、役場では受け付けできませんのでご注意ください。

▼受付時間	午前9時～11時／午後1時～3時
▼受付場所	役場1階多目的ホール
期日	2月12日(木)～13日(金)
▼休日申告	3月1日(日)午前9時～11時

- ・所得税が源泉徴収されている給与所得の方や、年金所得の方で申告をされる方
- ・農業所得の『収支内訳書』を作成して毎年役場で申告されている方

▼申告に必要なもの

- ①申告書（税務署、町から送付を受けた方）またはお知らせはがき
- ②給与所得や公的年金などの源泉徴収票
- ③申告者名義の預貯金口座番号が分かれる書類、国民年金保険料の支払証明書
- ④国民健康保険料、介護保険料の支払額が分かれる書類、国民年金保険料の支払証明書
- ⑤障害者手帳、療育手帳など
- ⑥生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- ⑦医療費控除の明細書、医療費通知または医療費の領収書（原本）および保険金や高額療養費などで補てんされた金額が分かる書類
- ※受付時間短縮のため、医療費控除の明細書は事前に作成してください。
- ⑧住宅借入金等特別控除申請書と借入金の年末残高証明書
- ⑨収支内訳書（事業所得〈営業など、農業〉や不動産所得がある方）

利根町の申告受け付け状況

※申告初日は左表の通り、大変混雑しております。令和7年分申告においても混雑が予想されますので、左表を混雑状況の参考に申告会場へお越しください。

受付日	受付人数	受付日	受付人数
2月10日	62	3月2日	63
2月12日	74	3月3日	109
2月13日	45	3月4日	111
2月14日	63	3月5日	89
2月17日	103	3月6日	84
2月18日	102	3月7日	89
2月19日	115	3月10日	91
2月20日	82	3月11日	80
2月21日	78	3月12日	65
2月25日	96	3月13日	68
2月26日	113	3月14日	52
2月27日	104	3月17日	58
2月28日	75		

ましょう。
▼その他、収支計算には、次のことも確認しておきましょう。

- ・昨年申告した「申告書の写し」と「収支内訳書の写し」
- ・減価償却資産（農機具や倉庫）の「取得年月日・取扱額」、『耐用年数』および『償却率』

ましょう。

▼その他の申告受け付け状況

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金などの収入のほか、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかかる簡単な作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税証明書などの収集・保管・入力が必要となり

竜ヶ崎税務署からの重要なお知らせ

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、マイナンバーカードを読み取り、マイナポータルアプリと連携することで、給与・年金などの収入のほか、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告に必要な情報を取得し、一括入力されるので、時間がかかる簡単な作成できます。また、医療費の領収書やふるさと納税証明書などの収集・保管・入力が必要となり

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

▼会場

竜ヶ崎税務署

2月16日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

▼問い合わせ

竜ヶ崎税務署

0297-66-1303(自動音声案内)

税務課 町民税係 68-2211(内線2003)

⑩本人確認書類【マイナンバーカード（個人番号カード）】または通知カード

※代理申請の場合は、代理人の身元確認（マイナンバーカードや運転免許証）、申告者の番号確認（マイナンバーカードまたは通知カード）

※利根町以外に居住している方を、扶養親族として申告する場合は、その方の「住所・氏名・生年月日・個人番号」が必要です。

※要介護認定を受けている方で障害者控除対象者の認定基準に該当する方は福祉課で「障害者控除対象者認定書」の申請が必要となります。申告に持参しただけない場合は障害者控除を受けられません。

日・個人番号」が必要です。

所得税が源泉徴収されている給与所得者や年金所得者で申告をされる方へ

次の場合には、確定申告の相談を受け付けします。

①給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方

②給与所得のみで、収入金額が160万円以下で還付を受ける方

③給与を2ヵ所以上から受けている方

④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦ひとり親、障害者、配偶者、扶養、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合

⑤年金を2ヵ所以上から受けている方

⑥医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のためには、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合があります。

※「申告に必要なもの」の他に、伝票（出荷伝票や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き」）をお持ちください。

農業所得の申告は、収支計算による「収支内訳書」の添付が必要なため、一般の方より相談時間が長くなります。農業所得に関係する伝票（出荷伝票）や領収書を保存して、帳簿などに記帳し、集計することが必要となりますので、収入や必要経費の計上方法および減価償却費の計算などでよくわからない方は、申告期間中は大変混雑しますので、申告相談期間に必要書類を持参して相談ください。

▼「申告に必要なもの」の他に、伝票（出荷伝票や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き」）をお持ちください。

農業所得の「収支内訳書」を作成し、農業所得の申告される方へ

次の場合には、確定申告の相談を受け付けします。

①給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方

②給与所得のみで、収入金額が160万円以下で還付を受ける方

③給与を2ヵ所以上から受けている方

④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦ひとり親、障害者、配偶者、扶養、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合

⑤年金を2ヵ所以上から受けている方

⑥医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のためには、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合があります。

※「申告に必要なもの」の他に、伝票（出荷伝票や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き」）をお持ちください。

農業所得の「収支内訳書」を作成し、農業所得の申告される方へ

次の場合には、確定申告の相談を受け付けします。

①給与所得のみで、年末調整の内容に変更が生じて申告が必要な方

②給与所得のみで、収入金額が160万円以下で還付を受ける方

③給与を2ヵ所以上から受けている方

④年金所得のみの方や、給与所得と年金所得の双方ともある方で、所得控除（社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料、寡婦ひとり親、障害者、配偶者、扶養、医療費、寄附金などの控除）の申告をされる場合

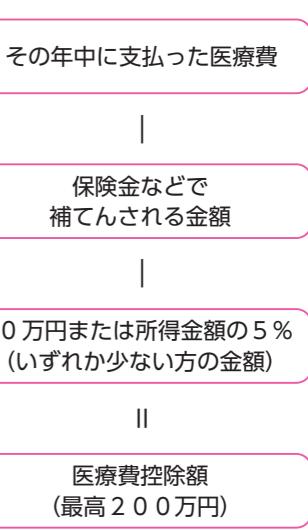
⑤年金を2ヵ所以上から受けている方

⑥医療費控除について

本人や生計を一にする配偶者その他の親族のためには、令和7年1月1日から令和7年12月31日までに実際に支払った医療費があるときは、申告することにより所得税が還付される場合があります。

※「申告に必要なもの」の他に、伝票（出荷伝票や領収書または農産物の数量などを集計した「収支内訳書の下書き」）をお持ちください。

医療費控除額の計算方法



国税庁LINE公式アカウント



確定申告はこちちら



マイナポータル連携

日を除く)ただし、3月1日(日)は開設します。

▼相談時間 午前9時～

(受け付け) 午前8時30分～午後4時

・確定申告などに関すること

・国税庁ホームページ「令和7年分 確定申告特集」

をご利用ください。

・e-Tax・作成「コーナー」の操作などに関すること

e-Tax・作成「コーナー」ヘルプデスク

☎ 0570-001-5901／月曜～金曜
(祝日および12月29日～1月3日を除きます)

○確定申告会場での相談は、国税庁LINE公式アカウントによるオンライン事前予約をお願いします。

※各会場において当日受付も行っておりますが、当日の相談枠に限りがありますので、当日は対応できませんのでご注意ください。(一部、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けております)

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月13日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税での申告相談にお越しいただいても、当日は対応できませんのでご注意ください。(一部、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約も受け付けております)

確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマート申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード(①署名用電子証明書用英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用数字4桁)が分かるようになってお越しください。